

○豊明市地域包括ケア連絡協議会運営規則

平成26年9月26日規則第34号

改正 平成29年3月24日規則第7号

(趣旨)

第1条 この規則は、豊明市附属機関設置条例（平成26年豊明市条例第34号。以下「条例」という。）第3条の規定に基づき、豊明市地域包括ケア連絡協議会（以下「協議会」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(担当事務)

第2条 条例第2条に規定する協議会の担任する事務の細目については、次に掲げる事務とする。

- (1) 地域包括ケアシステム構築に関する事務
- (2) 地域の関係機関によるネットワーク構築等に関する事務
- (3) 在宅医療福祉連携等に携わる者の能力開発に関する事務
- (4) 前3号の他高齢者福祉に関し必要な事務

(委員)

第3条 協議会の委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 豊明市における医療、介護、予防、生活支援、住まいに関する役割を担う機関、団体又は事業者の代表者
- (3) 前2号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、3年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、議長となる。

- 2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 協議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長

の決するところによる。

(専門部会)

第7条 協議会は、必要があると認めるときは、専門部会（以下「部会」という。）を置くことができる。

2 部会は、協議会が指定する事項について調査研究する。

3 部会に属する委員は、地域包括ケアに関わる者の中から会長が指名する。

4 部会に部会長を置き、部会に属する委員の互選により定める。

5 部会は、部会長が招集する。

6 部会長に事故があるときは、部会に属する委員のうちから、あらかじめ部会長が指名する委員がその職務を代理する。

7 部会長は、部会の事務を掌理し、部会の調査研究の経過及び結果を協議会に報告する。

8 会長及び副会長は、必要があると認めるときは、部会に出席することができる。

(関係者の出席)

第8条 協議会又は部会は、必要があると認めるときは、委員以外の者の意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(守秘義務)

第9条 協議会の会議及び部会に出席した者は、職務上知り得た秘密及び個人に関する情報を他に漏らしてはならない。

(庶務)

第10条 協議会の庶務は、健康福祉部高齢者福祉課において処理する。

(委任)

第11条 この規則に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成29年規則第7号）

この規則は、平成29年4月1日から施行する。